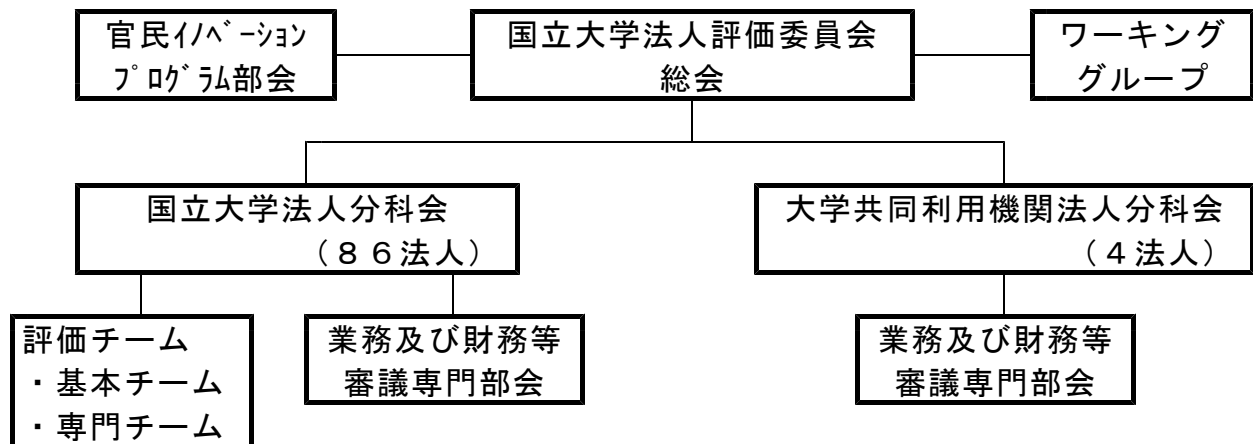


国立大学法人評価委員会の構成について

1. 分科会について

国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関することを処理する。

国立大学法人法第9条第2項の規定により委員会の権限に属せられた事項のうち、それぞれの法人に係るものを処理する。

2. 業務及び財務等審議専門部会について

国立大学法人等の業務及び財務等のうち、年度途中の不特定の時期に審議する必要が生じる可能性のある事項など、国立大学法人評価委員会が別に定める事項について審議する。

なお、部会の議決をもって国立大学法人評価委員会の議決とする。

3. 官民イノベーションプログラム部会

国立大学法人等への、国立大学法人法第7条第2項の規定に基づく産学共同の研究開発による実用化促進のための出資に係る事項について審議する。

4. ワーキンググループについて

各法人を取り巻く状況の変化等に適切に対応し、国立大学法人評価委員会の審議の機動性を高めつつ、審議内容を深化させるため、必要に応じて設置し、専門的な検討を行う。

○年度評価及び中期目標期間の評価に関するワーキンググループ

・ 年度評価及び中期目標期間の評価に関する専門的事項を検討

○国立大学法人等の組織及び業務見直し等に関するワーキンググループ

・ 組織及び業務全般の見直し等に関する専門的事項を検討

5. 評価チームについて

各国立大学法人の業務実績報告書を調査・分析し、評価結果の原案を作成する。

○基本チーム…8チームを設け、各チーム6～13法人を担当

○専門チーム…共同利用・共同研究拠点評価専門チーム、附属病院評価専門チームを設ける

国立大学法人分科会が処理することとされている事項の
部会への付託について

平成 16 年 10 月 22 日
国立大学法人分科会決定

一部改正：平成 17 年 1 月 17 日

国立大学法人評価委員会運営規則第 5 条第 4 項の規定に基づき、部会の議決をもって分科会の議決とする事項を以下のとおり定める。

① 特定大学技術移転事業を実施する者への出資についての意見 (第22条第3項、第29条第3項)
② 中期目標の変更についての意見（第30条第3項）に係るもののうち、 「別表（学部、研究科等）」に係るもののみの変更
③ 中期計画の変更についての意見（第31条第3項）に係るもののうち、 ・「別表（学部、研究科等の収容定員）」 ・「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」 ・「短期借入金の限度額」 ・「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」 ・「剰余金の使途」 ・「施設・設備に関する計画」 ・「人事に関する計画」 ・「中期目標期間を超える債務負担」 に係るもののみの変更
④ 積立金の処分についての意見（第32条第2項）
⑤ 長期借入金及び債券発行の認可についての意見（第33条第3項）
⑥ 長期借入金及び債券の償還計画の認可についての意見（第34条第2項）
⑦ 業務方法書の認可についての意見（準用通則法第28条第3項）
⑧ 財務諸表の承認についての意見（準用通則法第38条第3項）
⑨ 剰余金の使途の承認についての意見（準用通則法第44条第4項）
⑩ 短期借入金限度額を超えた借入及び短期借入金の借換についての意見 (準用通則法第45条第4項)
⑪ 重要財産を譲渡又は担保に供しようとすることの認可についての意見 (準用通則法第48条第2項)
⑫ 役員の報酬及び退職手当の支給基準についての意見 (準用通則法第53条第2項)

※1 上記①～⑫の事項のうち、部会又は部会長が特に必要と認める場合は、総会または分科会において処理することができる。

(参考)

国立大学法人評価委員会が処理することとされている事項の取扱いについて

事 項	国立大学法人法 上の規定	議決
特定大学技術移転事業を実施する者への出資についての意見	第22条第3項 第29条第3項	部会
中期目標の策定についての意見	第30条第3項	総会
中期目標の変更についての意見	第30条第3項	総会
うち、「別表（学部、研究科等）」に係るもののみの変更		部会
中期計画の認可についての意見	第31条第3項	総会
中期計画の変更の認可についての意見	第31条第3項	総会
うち、以下に係るもののみの変更 ・「別表（学部、研究科等の収容定員）」 ・「予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」 ・「短期借入金の限度額」 ・「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」 ・「剰余金の使途」 ・「施設・設備に関する計画」 ・「人事に関する計画」 ・「中期目標期間を超える債務負担」		部会
積立金の処分についての意見	第32条第2項	部会
長期借入金及び債券発行の認可についての意見	第33条第3項	部会
長期借入金及び債券の償還計画の認可についての意見	第34条第2項	部会

事 項	独立行政法人通 則法上の規定	議決
業務方法書の認可についての意見	第28条第3項	部会
業務方法書の変更の認可についての意見	第28条第3項	部会
各事業年度の評価	第32条第1項	総会
各事業年度の評価後の勧告	第32条第3項	総会
中期目標期間の評価	第34条第1項	総会
中期目標期間の評価後の勧告	第34条第3項	総会
中期目標期間終了時の所要の措置についての意見	第35条第2項	総会
財務諸表の承認についての意見	第38条第3項	部会
剰余金の使途の承認についての意見	第44条第4項	部会
短期借入金限度額を超えた借入及び短期借入金の借換についての意見	第45条第4項	部会
重要財産を譲渡又は担保に供しようとするものの認可についての意見	第48条第2項	部会
役員の報酬及び退職手当の支給基準についての意見	第53条第2項	部会
役員の報酬及び退職手当の支給基準の変更についての意見	第53条第2項	部会

※1 上記の部会付託事項のうち、部会又は部会長が特に必要と認める場合は、総会または分科会において処理することができる。